

## 昇格基準における外部経歴等の期間の通算に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、職員の職務の級を決定する基準等に関する規則（平成19年大阪市人事委員会規則第6号。以下「規則」という。）第10条第2項に規定する各職務の級の在級年数の算定に関し必要な事項を定めるものとする。

### (薬剤師及び獣医師の外部経歴等の通算)

第2条 規則別表第2オ医療職給料表(2)級別資格基準表に定める薬剤師及び獣医師の2級への昇格に必要な在級年数の算定に当たっては、薬剤師又は獣医師の資格取得後の外部経歴期間のうち同種職務に従事した期間（以下「同種経歴の期間」という。）の9割に相当する年数を通算することができる。

### (保育士の外部経歴等の通算)

第3条 規則別表第2ク保育士給料表級別資格基準表に定める保育士の2級への昇格に必要な在級年数の算定に当たっては、保育士の資格取得後の同種経歴の期間の年数を通算することができる。

2 社会人経験者の区分で採用された者に前項の規定を適用する場合には、保育士の資格取得後の同種経歴の期間から7年を減じた年数を通算する。

### 附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 平成20年6月25日付け総務人第105号通知「医療職給料表(2)適用職員の昇格基準における外部経歴等の期間の取扱いについて」は廃止する。